

10 手当・年金等

児童扶養手当

〔対象者〕

父（母）と生計を同じくしていない、又は父（母）が重度の障害のある子ども（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童、一定の障害を有する場合は20歳未満）の母（父）、又は父母に代わって児童を養育している方
※支給要件については、必ず事前にご相談ください。

〔内容〕

所得に応じて月額42,500円から10,030円（所得に応じて対象児童2人目は10,040円から5,020円加算、3人目から1人につき6,020円から3,010円加算となります。）を支給します。

ただし、次のいずれかに該当するときは手当は支給されません。

- 1 手当を受けようとする方又は児童が日本国内に住所を有しないとき
- 2 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき
- 3 父又は母が事実上の婚姻（内縁関係など）関係にあるとき
- 4 手当を受けようとする方等の前年の所得（1～6月に申請する場合は、前々年の所得）が一定額以上あるとき
- 5 平成15年4月1日時点において、手当の支給要件に該当してから、5年を経過しているとき（母子に限る）

（平成30年4月現在）

〔窓口〕

各区役所 子ども・家庭相談コーナー

特別児童扶養手当 **児** **身** **知** **精**

〔対象者〕

身体または精神に法令で定める程度以上の障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している父母または父母に代わって児童を養育している方に児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

ただし、次の場合は、手当が受けられません。

- ① 請求者又は扶養している方の前年の所得が一定額以上の場合
- ② 障害のある子どもが施設に入所している場合
- ③ 障害のある子どもが障害を事由とする公的年金を受給している場合

〔内容〕

次の手当額を4・8・11月に前月までの4カ月分をまとめて支給します。

重度の障害のある子ども 1人につき 月額51,700円（平成30年4月時点）

中度の障害のある子ども 1人につき 月額34,430円（平成30年4月時点）

※手当の認定には、原則、医師の記載した診断書が必要ですが、手帳の等級によっては診断書を省略できる場合がありますので、事前に窓口でご確認ください。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

産科医療補償制度 児 身

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発病の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上を図ります。

〔補償の対象者〕 次の①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります。

	2014年12月31日までに出生した お子様の場合	2015年1月1日以降に出生した お子様の場合
①	在胎週数33週以上で出生体重2,000g以上、 または在胎週数28週以上で所定の要件	在胎週数32週以上で出生体重1,400g以上、 または在胎週数28週以上で所定の要件
②	先天性や新生児期等の要因によらない脳性まひ	
③	身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ	

※生後6ヶ月未満で亡くなった場合は、補償対象となりません。

※補償申請期限は、お子様の満5歳の誕生日までです。

〔補償内容〕

補償対象に認定された場合、一時金、分割金あわせて総額3,000万円の補償金が支払われます。

〔問合せ〕

詳細は、産科医療補償制度ホームページ (<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>) を参照いただくか、産科医療補償制度専用コールセンター (0120-330-637 受付時間：午前9時～午後5時 (土日祝日・年末年始除く)) にお問い合わせください。

障害児福祉手当 児 身 知 精

〔対象者〕

身体または精神に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の方

① 重度の障害 (おおむね身体障害者手帳1・2級、知的障害のある人で知能指数20以下程度又は精神障害のある人で日常生活において常時の介護を必要とする程度) を1つ以上有する方

② 障害 (おおむね身体障害者手帳3級、知的障害のある人で知能指数35以下程度又は精神障害のある人で日常生活において常時の介護を必要とする程度) を2つ以上有する方

③ ①、②に準ずる程度の障害を有し、日常生活において常に特別な介護を必要とする方ただし、次の場合は手当が受けられません。

ア 本人、配偶者、又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合

イ 施設に入所している場合

ウ 障害を事由とする年金を受給している場合

〔内容〕

月額14,650円 (平成30年4月時点) の手当を2・5・8・11月に前月までの3カ月分をまとめて支給します。

※手当の認定には、原則、医師の記載した診断書が必要ですが、手帳の等級によっては診断書を省略できる場合がありますので、事前に窓口でご確認ください。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー (7頁)

特別障害者手当 **者** 身 知 精

〔対象者〕

身体または精神に著しい重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方

- ① 重度の障害（おおむね身体障害者手帳1・2級、知的障害のある人で知能指数20以下程度又は精神障害のある人で日常生活において常時の介護を必要とする程度）を2つ以上有する方
- ② 重度の障害を1つ有し、さらに他の障害（おおむね身体障害者手帳3級、知的障害のある人で知能指数35以下程度又は精神障害のある人で日常生活において常時の介護を必要とする程度）を2つ以上有する方
- ③ ①、②に準ずる程度の障害を有し、日常生活において常に特別な介護を必要とする方ただし、次の場合は手当が受けられません。

ア 本人、配偶者、又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合

イ 施設に入所している場合

ウ 継続して3カ月を超えて入院している場合

〔内容〕

月額26,940円（平成30年4月時点）の手当を2・5・8・11月に前月までの3カ月分をまとめて支給します。

※手当の認定には、原則、医師の記載した診断書が必要ですが、手帳の等級によっては診断書を省略できる場合がありますので、事前に窓口でご確認ください。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

外国人重度障害者給付金 **者** 身 知 精

〔対象者〕

重度の障害（身体障害者手帳1・2級又は療育手帳「A」又は、精神障害者保健福祉手帳1級）を有し、

- ① 市内に外国人登録又は住民登録のある方、又は②北九州市から市内市外の社会福祉施設への入所の措置を受けた方、で次のいずれかに該当する方

(1) 昭和57年（1982年）1月1日前に満20歳に達しており、同日において日本国内で外国人登録を行っていた方で、同日前に重度の障害があった方又は同日以降に重度の障害があり、障害の発生原因の初診日が同日以前で満20歳以降の方

(2) 昭和36年（1961年）4月2日以降昭和57年（1982年）1月1日以前に日本国籍を取得した方であって、日本国籍取得以前に満20歳に達しており、同前日に重度の障害があった方又は同日以降重度の障害があり、障害の発生原因の初診日が同前日の方

ただし、次の場合は給付金が受けられません。

ア 本人の前年（1～6月の間は前々年）の所得が一定額を超える場合

イ 月額36,000円以上の公的年金又は他の自治体から同趣旨の給付金を受けている場合

ウ 生活保護を受けている場合

〔内容〕

月額36,000円の給付金を2・5・8・11月に前月までの3カ月分をまとめて支給します。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

特別障害給付金制度 **者** **身** **知** **精**

国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金を受けとれなかった障害のある人に対して国が給付金の支給を行います。

〔対象者〕

次のいずれかに該当する方で、任意加入していなかった期間中に初めて受診した傷病が原因で、現在、障害基礎年金の1、2級相当の障害の状態にある方。

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）等の配偶者

※60歳以降に初めて受診した傷病は対象となりません。

〔内容〕

1級 月額 51,650円 2級 月額 41,320円

（収入や年金受給の状況によって支給が制限されることがあります）

※請求のあった翌月分からの支払いとなります。請求が遅れた場合でもさかのぼっての支給はありませんのでご注意ください。

※障害認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど非常に時間がかかる場合があります。（支給が決定すれば、請求書の受付月の翌月までさかのぼって支給されます）

〔窓口〕

各区役所 国保年金課

心身障害者扶養共済 **身** **知** **精**

〔対象者〕

次のすべての要件をみたしている保護者（配偶者、父母、兄弟姉妹、又はその親族等）

- ① 65歳未満（その年度の4月1日現在）
- ② 次のいずれかに該当する方を扶養していること
 - ア 知的障害のある人及び知的障害のある子ども
 - イ 身体障害者手帳1～3級の方
 - ウ ア又はイと同程度の精神又は身体に永続的な障害のある人
- ③ 特別の疾病又は障害がないこと

〔内容〕

加入者（保護者）が死亡又は重度の障害のある人となった場合、その扶養する障害のある人及び障害のある子どもに年金を支給します。又、加入者の生存中に障害のある人及び障害のある子どもが死亡した場合には弔慰金を支給します。

掛 金 加入者の年齢に応じて1口月額9,300～23,300円（所得状況による減額があります）で、1人2口まで加入できます。

なお、掛金は所得税、地方税、ともに全額所得控除されます。

給付額① 年金（加入者が死亡又は重度障害になったとき、障害のある人及び障害のある子どもの生存中支給）

1口加入ごとに 月額2万円

- ② 弔慰金（加入者の生存中に障害のある人及び障害のある子どもが死亡した時、一時金として支給）

加入期間に応じて5万～25万円（平成20年3月以前の加入者は3万～15万円）

- ③ 脱退一時金（5年以上の加入期間の方が脱退した時）

加入期間に応じて7.5万～25万円（平成20年3月以前の加入者は4.5万～15万円）

※2口加入者の場合は、それぞれの加入期間による金額の合計額です。

（平成30年4月現在）

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

重度心身障害者介護見舞金 身知精

〔対象者〕

市内に3カ月以上住所を有し、次の①～③に該当する重度の障害のある人を常時介護している同居者、介護者がいない場合は障害のある人本人

- ① 重度の障害（おおむね身体障害者手帳1・2級、知的障害のある人で知能指数20以下程度又は精神障害のある人で日常生活において常時の介護を必要とする程度）を2つ以上有する方
- ② 重度の障害を1つ有し、さらに他の障害（おおむね身体障害者手帳3級、知的障害のある人で知能指数35以下程度又は精神障害のある人で日常生活において常時の介護を必要とする程度）を2つ以上有する方
- ③ ①、②に準ずる程度の障害を有し、日常生活において常に特別な介護を必要とする方ただし、次の場合は手当が受けられません。

ア 障害のある人本人が施設や病院に継続して30日以上入所・入院している場合

イ 障害のある人本人が障害を事由とする年金や手当を受給している場合

ウ 障害のある人本人が父又は母に支給される障害を事由とする公的年金の額の加算対象となっている場合

〔内容〕

月額10,550円の手当を2・5・8・11月に前月までの3カ月分をまとめて支給します。
※手当の認定には、原則、医師の記載した診断書が必要ですが、手帳の等級によっては診断書を省略できる場合がありますので、事前に窓口でご確認ください。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

障害基礎年金（国民年金）者 身知精

〔対象者〕

次の①または②に該当する方が対象になります。

- ① 国民年金加入期間中に初めて診療を受けた病気やけがにより、精神・身体の障害または長期にわたる安静を必要とする状態になった方（被保険者であった方で日本に住所があり、60歳以上65歳未満の期間に初診日がある方も含む）
 - * 65歳以降に初めて診療を受けた方は、請求することができません。
 - * 一定の保険料納付期間等が必要です。
- ② 20歳前に診療を受けた病気やけがにより、精神・身体の障害または長期にわたる安静を必要とする状態になった方

〔内容〕

年金額

区分	年金額
1級	年額 974,125円
2級	年額 779,300円

* 障害年金の等級は身体障害者手帳の等級とは異なります。

* 対象者②については、本人の前年所得が一定額以上の場合、年金の支給が停止されます。

生計を維持している子どもがいる場合は加算されることがあります。

（原則、子どもが18歳に到達した年度末まで支給されます）

1人目・2人目の子	1人につき 年額 224,300円
3人目以降	1人につき 年額 74,800円

〔窓口〕

各区役所 国保年金課

障害厚生年金（厚生年金）者 身 知 精

〔対象者〕

厚生年金に加入中に初めて診療を受けた病気やけがにより、精神・身体の障害または長期にわたる安静を必要とする状態になった方（その傷病が業務上の原因によるか業務外の要因によるかは問いません）ただし、一定の保険料納付期間等が必要です。

〔内容〕

障害の程度によって1級～3級の障害厚生年金が受給できます。

年金額は勤務月数と賃金の額により異なります。

障害の程度が1級～2級の方で配偶者がいる場合は加算がある場合があります。 年額 224,300円

なお、1級～2級の場合、障害基礎年金が併せて支給され、子の加算がある場合があります。

〔窓口〕

年金事務所（73頁）

障害手当金（厚生年金）者 身 知 精

〔対象者〕

厚生年金に加入中に初めて診療を受けた病気やけがが、初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った方。ただし、一定の保険料納付期間等が必要です。

〔内容〕

一時金として支給されます。金額は勤務月数と賃金の額により異なります。

〔窓口〕

年金事務所

名 称	所 在 地	電 話 番 号	最寄りの交通機関
小倉北年金事務所	〒803-8588 小倉北区大手町13-3	583-8340	J R 「西小倉駅・南小倉駅」 バス「大手町・検察庁前」
小倉南年金事務所	〒800-0294 小倉南区下曽根一丁目8-6	471-8873	J R 「下曽根駅」 バス「下曽根駅前」
八幡年金事務所	〒806-8555 八幡西区岸の浦一丁目5-5	631-7962	J R 「黒崎駅」 バス「熊手四ツ角」

開庁時間 月曜日～金曜日 8：30～17：15

第2土曜日 9：30～16：00（年金相談に関して）

※年金相談に関しては、月曜日は8：30～19：00です。

なお、月曜日が休日の場合は、翌開庁日が8：30～19：00となります。

閉庁日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

生活福祉資金貸付制度

障害のある人がいる世帯に対して、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるよう支援することを目的とした貸付制度です。

〔対象者〕

障害のある人がいる世帯（ただし、原則市町村民税が非課税程度の世帯）

〔相談受付時間〕

9：00～12：00、13：00～16：30

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

福祉資金の種類及び貸付条件

1 福祉費

日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる費用

資金の種類	貸付限度額	利率(年)	据置期間	償還期間	
生業を営むために必要な経費	460万円以内	保証人あり 無利子	貸付日から 6ヶ月以内	20年以内	
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を修得する期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年以内 580万円以内			8年以内	
住宅の増改築、補修等の経費及び公営住宅譲り受けに必要な経費	250万円以内			7年以内	
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内			8年以内	
障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内			8年以内	
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年未満 170万円以内 " 1年を超え1年6月以内 230万円以内			5年以内	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	受ける期間が1年未満 170万円以内 " 1年を超え1年6月以内 230万円以内			保証人なし 1.5%	5年以内
災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	150万円以内			7年以内	
冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内			3年以内	
住居の移転費等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内			3年以内	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内	3年以内			
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内	3年以内			

2 緊急小口資金

次の理由により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用

資金の種類	貸付限度額	利率(年)	据置期間	償還期間
医療費又は介護費の支払等によって臨時の生活費が必要なとき	10万円以内	無利子	貸付日から 2ヶ月以内	12ヶ月以内
給与等の盗難によって生活費が必要なとき				
火災等被災によって生活費が必要なとき				
その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき				

- ※ 上記の他にも貸付要件や必要書類があります。
- ※ 貸付には審査があります。申請が受理されたことが、貸付決定したということではありませんのでご注意ください。
- ※ 返済を延滞した場合には、年5.0%の延滞利子が発生します。

〔窓口〕

北九州市社会福祉協議会 生活福祉資金相談コーナー
TEL 093-882-4405